

避難行動要支援者名簿に関するQ&A

質問1 施設に入所していますが、どうすればよいですか。

老人ホームや障がい福祉サービス事業所、病院などに入所・長期入院している場合は、施設の職員による避難の支援などが受けられるため、避難行動要支援者名簿には登録しないこととしています。

「意向確認調査票」は、「施設に入所又は長期入院しているため、対象者となりません。」に を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

質問2 代理による手続きはできますか。

親族や法定代理人の他、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる方（ケアマネジャー（介護支援専門員）や民生委員等）であれば、本人に代わって手続きすることは差し支えありません。

質問3 同意をしておけば、災害時に必ず助けてもらえるのですか。

避難の手助けなどは、支援する人やその家族の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるものです。

支援する人たちも被災している可能性があるため、必ず避難支援が行われることを約束するものではなく、支援する人が、避難支援の法的責任や義務を負うものではありません。

お問い合わせ先

福岡市役所 市民局 防災・危機管理部 地域防災課

（住所）福岡市中央区天神1-8-1

（電話）092-711-4966（FAX）092-733-5906

※受付時間は、平日9時～17時までです。

災害時の避難に手助けが必要な方のための

避難行動要支援者名簿

のご案内



避難行動要支援者名簿とは

災害で避難するときに手助けが必要な方の情報を載せた名簿です。

福岡市では、この名簿をあらかじめ民生委員などの地域の方々（避難支援等関係者）に提供しておくことで、日頃の見守り活動や災害時の安否確認などに役立てています。



令和3年8月発行

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ たいしょうしゃ かた
避難行動要支援者名簿の対象者となる方

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級
(心臓、じん臓または免疫機能障がいのみの人を除く)
- 療育手帳 A ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 要介護認定 3 以上
- 福岡市の災害時要支援者台帳に登載されていた人

※施設に入所している方は対象外です。
 ※福岡市が対象となる方へ郵送する「意向確認調査票」をご提出ください。

じこしんこく めいぼ とうさい かた
自己申告により名簿に登載される方

- 身体障害者手帳 3 級から 6 級
- 療育手帳 B ● 精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級
- 要介護認定 1 または 2 ● 要支援認定
- 障がい支援区分 1 以上 ● 難病患者（指定難病）
- 65 歳以上で身体虚弱

※施設に入所している方は対象外です。
 ※自己申告の方は、「申請書」を提出いただくと名簿へ登載することができます。



ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者

みまも かつどう ひなん てだす
見守り活動や避難の手助け

- 名簿に載った方には、見守り活動として、民生委員などの地域の方から、電話やご自宅への訪問がある場合があります。
- 避難の手助け等は、支援する人や、その家族の安全が確保されたうえで、できる範囲で行われるものであり、支援する人が法的責任や義務を負うものではありません。

- ③ 日頃の見守り活動
 災害時の安否確認
 防災訓練 など

① 「意向確認調査票」
 または「申請書」の提出

② 名簿情報の提供

じちきょうぎかい しゃかいふくしきょうぎかい
 自治協議会、社会福祉協議会、
 民生委員・児童委員



ひなんしえんとうかんけいしゃ
避難支援等関係者

ちいき めいぼじょうほう
地域に提供される名簿情報は

- 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号
- 緊急連絡先・世帯状況・支援を必要とする理由

ていきょうさき
提供先は

すま ちいき ひなんしえんとうかんけいしゃ こうく ちくじちきょうぎかい こうく ちくしゃかい
 お住いの地域の避難支援等関係者（校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員）に提供されます。

めいぼ かつよう とく れい
名簿を活用した取り組み（例）

- 日頃の声掛けで安心できる関係づくり
- 地域行事への参加の呼びかけ など

※名簿を活用した要支援者との関係づくりは、日頃の活動のなかで、無理なく、出来る範囲で実施してください。